

議会運営委員会会議録

開閉日時 平成24年11月27日(火) 午前10時00分～午前10時44分
会 場 委員会室

1. 出席者

8番 杉浦敏和、10番 鈴木勝彦、12番 内藤とし子、
13番 磯貝正隆、15番 小嶋克文
オブザーバー 議長、副議長、
2番 黒川美克

2. 欠席者

なし

3. 傍聴者

柳沢英希、浅岡保夫、柴田耕一、幸前信雄、鷺見宗重、小野田由紀子

4. 説明のため出席した者

市長、総務部長、行政GL

5. 職務のため出席した者

議会事務局長、書記2名

6. 付議事項

1 平成24年12月定例会について

(1) 議案の説明について

(2) 議案の取り扱いについて

(3) 一般質問の受付について

(4) 請願書、陳情書及び意見書(案)の取り扱いについて

- 2 高浜市議会会議規則の一部改正について
- 3 高浜市議会委員会条例の一部改正について
- 4 その他

7. 会議経過

委員長挨拶

市長挨拶

議長挨拶

委員長 次に、本委員会記録の署名委員の指名についてであります。本件については、委員長から御指名申し上げて、御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認めます。副委員長の杉浦敏和委員を指名いたします。

《議 題》

1 平成24年12月定例会について

(1) 議案の説明について

委員長 当局の説明を求めます。

総務部長 それでは、12月定例会に付議させていただきます案件につきまして、御説明申し上げます。案件といたしましては、承認が1件、一般議案が11件、補正予算が5件の計17件をお願いするものでございます。初めに承認第1号は、12月16日に執行されます、第46回衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に伴う執行経費1,636万4,000円に係る一般会計補正予算第3回について、11月16日に、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分をさせていただきましたので、同条第3項の規定により

議会に御報告申し上げ、御承認をお願いするものでございます。議案第51号は、平成23年4月の高浜市自治基本条例の施行に伴い、自治基本条例において「別に条例で定める」とされた事項を定める関係条例について、所要の規定の整備を行うものであります。議案第52号は、同じく高浜市自治基本条例の施行に伴い、市民参画の方法の1つであるパブリックコメントに関する手続を新たに定めるものであります。議案第53号及び議案第54号は、税条例及び都市計画税条例について、土地の用途変更に係る負担調整措置を平成26年度まで延長するための整備を行うとともに、議案第53号の税条例の一部改正は、寄附金税額控除の対象として、新たに「特定非営利活動法人だいきつず」を加えるものであります。議案第55号は、第2次地域主権一括法による水道法の一部改正に伴い、条例で定めることとされた水道工事の布設及び水道技術管理者に関する基準を定めるものであります。議案第56号は、一本木駐車場の廃止に伴い、条文の整備を行うものであります。議案第57号は、第2次地域主権一括法による下水道法の一部改正に伴い、条例で定めることとされた公共下水道の施設に関する構造基準を定める等のものであります。議案第58号から議案第60号までは、第1次地域主権一括法による介護保険法の一部改正に伴い、条例で定めることとされた諸基準を定めるもので、議案第58号は指定地域密着型サービス事業者について、議案第59号は指定地域密着型介護予防サービス事業者について、それぞれ遵守すべき人員、設備及び運営に関する基準を定めるもので、議案第60号は指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関し必要な基準を定めるものであります。次に議案第61号は、介護保険法の一部改正に伴い、同法を引用する条例について、条文の整備を行うものであります。続きまして、補正予算書をお願いいたします。議案第62号は、一般会計の第4回補正予算で、補正予算書の5ページをお願いいたします。歳入歳出それぞれ、3,471万5,000円を減額し、補正後の予算総額を、135億2,877万4,000円といたすものであります。8ページをお願いいたします。債務負担行為の補正は、かわら美術館の空調設備改修に要する経費について、期間及び限度額を定めるものであります。補正予算説明書の38ページをお願いいたします。まず、歳入であり

ますが、13款1項1目、民生費国庫負担金は、介護給付、訓練等給付費の増額に伴い、障害者自立支援給付費負担金として2,282万9,000円を増額するほか、生活保護費の減額に伴い、生活保護費負担金として4,160万5,000円を減額いたすものであります。14款2項1目、総務費県補助金は、げんき商店街推進事業費補助金として213万6,000円を計上いたすものであります。40ページをお願いいたします。17款1項1目、基金繰入金の補正は、今回の補正予算の財源調整として、財政調整基金繰入金5,536万6,000円とまちづくりパートナーズ基金繰入金213万6,000円を減額いたすものであります。48ページをお願いいたします。次に歳出であります。3款1項3目、障害者在宅、施設介護費の障害者自立支援給付事業は、居宅介護サービスの利用量の増加及び就労継続支援サービスの新規利用者の増加などに伴い、介護給付、訓練等給付費として4,565万9,000円を、地域生活支援事業では、障がい児の新規利用者の増加などに伴い、移動支援サービス費として407万2,000円を、日中一時支援サービス費では、市内に新たなサービス提供事業所が開設されたことに伴う利用者等の増加により、254万8,000円をそれぞれ増額いたすものであります。52ページをお願いいたします。3款2項2目、保育サービス費の保育園管理運営事業では、中央保育園の高浜市社会福祉協議会への移管にあたり、新たに園庭や菜園などを整備するため、中央保育園園庭整備工事費として373万8,000円を計上いたすものであります。56ページをお願いいたします。4款2項1目、ごみ処理、リサイクル推進費のごみ処理事業は、衣浦衛生組合における人事交流及び各種契約額の確定などに伴い、衣浦衛生組合分担金2,352万1,000円を減額いたすものであります。60ページをお願いいたします。8款2項1目、生活道路新設改良費の道水路維持管理事業は、側溝や舗装補修などの緊急補修工事が増加したことに伴い、小規模工事費として1,300万円を増額いたすものであります。8款5項3目、公共下水道費は、前年度繰越金の確定などにより、公共下水道事業特別会計繰出金2,555万2,000円を減額いたすものであります。4目、公園緑化費の公園整備管理事業は、都市公園や児童遊園の施設などの修繕料として500万円を増額いたすものであります。

66ページをお願いいたします。12款1項1目、元金及び2目の利子は、平成23年度借り入れの臨時財政対策債の利率が確定したことなどに伴い、合わせて551万9,000円を減額いたすものであります。次に、議案第63号から議案第65号までは、特別会計の補正予算でございます。初めに、議案第63号、国民健康保険事業特別会計第2回の補正予算は、補正予算書の12ページ、13ページにお戻りをお願いいたします。歳入歳出それぞれ547万円の減額は、職員の人事交流等に伴う人件費の補正であります。議案第64号、公共下水道事業特別会計第1回の補正予算は、18ページ、19ページをお願いいたします。歳入では前年度繰越金の額の確定による補正、歳出では人件費及び借入金利子償還額の確定等による補正であります。次に議案第65号、介護保険特別会計第2回の補正予算は、24ページ、25ページをお願いいたします。まず第1表は、保険事業勘定の補正で、相談活動等委託料の増及び過年度返還金の発生等による補正であります。26ページ、27ページの第2表は、介護サービス事業勘定の補正で、前年度繰越金の額の確定による補正であります。最後に、別冊となりますが、議案第66号、水道事業会計第1回の補正予算は、減価償却費の確定のほか、借入金利子償還額の確定、職員の人事交流等に伴う人件費の補正であります。以上が12月定例会に付議させていただきます案件でございます。どうか、よろしくお願い申し上げます。

委員長 ただいま、当局より説明のありましたとおり、承認1件、一般議案11件、補正予算5件であります。ただいまの説明に対する質疑を許します。

「質疑なし。」と発声するものあり。

委員長 ないようでしたら市長。

市長挨拶

委員長 当局の方は、退席願います。

当局退席

(2) 議案の取り扱いについて

委員長 事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは議案の取り扱いについて、説明させていただきます。12月定例会の会期及び会議日程につきましては、既に9月21日開催の議会運営委員会で決定をいただいておりますが、会期につきましては、12月4日から12月21日までの18日間でございます。議案の取り扱いにつきましては、12月4日の本会議初日において、承認1件を即決で願い、議案の上程、説明をいただきます。12月6日第2日目と7日第3日目の2日間は、一般質問を行い、終了後に関連質問を願い、12月11日の第4日目は、総括質疑、議案の委員会付託をお願いいたします。12月13日の総務建設委員会においては、議案51号から議案57号までの条例等関係の7議案並びに議案第62号から議案第64号及び議案第66号の補正予算関係の4議案を審査願い、12月14日の福祉文教委員会においては、議案第58号から議案第61号の条例関係の4議案並びに議案第62号及び議案第65号の補正予算関係の2議案の付託案件の審査を願うものでございます。補正予算につきましては、付託常任委員会区分を明示したものを別途配布させていただきますので、御了承のほうお願いいたします。最終日の12月21日は、委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論、採決の順で行います。なお、お手元のほうに配布させていただいております、会期及び会議日程（変更）というのを御覧いただきたいと存じますが、初日、12月4日の付議事項欄に一部採決を追加させていただいております。これは、本会議初日に即決案件として、承認第1号が当局より提出されておりますので、追加させていただくものでございます。よろしくお願ひしたいと思います。変更後の12月定例会の会期及び会議日程につきましては、議会運営委員会終了後、全議員及び関係者の皆様に配布させていただきます。

委員長 当局より提示がありました案件につきまして、ただいま、事務局が説明しました案のとおり、決めさせていただいてよろしいでしょうか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議もないようですので、案のとおりに決定させていただきます。

(3) 一般質問の受付について

委員長 一般質問の受付は、「議会運営に関する申合せ」により、11月28日、水曜日の午前8時30分から11月30日、金曜日の午後5時までとします。なお、受付期間は3日間ではありますが、当局の諸行事などを考慮して、受付開始日の早々に通告書を提出いただくよう、御配慮いただきますようお願いいたします。質問の順序は受付順といたします。ただし、11月28日の午前8時30分以前に2人以上ある場合には、抽選により質問の順序を決めさせていただきます。これに御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 異議もないようですので、そのように決定させていただきます。

(4) 請願書、陳情書及び意見書（案）の取り扱いについて

委員長 本日までに提出のありましたのは、請願書1件、陳情書8件、意見書案1件です。請願書につきましては、請願第1号「生活保護基準の引き下げはしないことなど国に意見書提出を求める請願」であります。ここで請願第1号、紹介議員であります、内藤とし子委員から概要説明をお願いいたします。

説(12) 請願が出ておりますが、「生活保護基準の引き下げはしないことなど国に意見書提出を求める請願」というものですが、日本で、今、生活保護を利用している方が国民全体でいいますと、1.6%ぐらいになるそうです。研究者によれば、フランスが9.8%、イギリスが19%ということで、すべて

の国民に健康で文化的な最低限度の生活を保障するという事は、憲法に定められた政府の義務となっていますが、そういう状況にないということで、食うや食わずの国民が大量にいても孤立死や餓死が頻発しても仕方がないというふうに等しい状態だということなんです。この、2006年ですかね、約2割、老齢加算を廃止しまして、約2割減らしてんですが、大変厳しい生活をしてみえる方がたくさんおられますので、ますます引き下げをしようとしているものですから、これ以上の引き下げをしないということと老齢加算を復活することや国庫負担を現行の75%から全額国庫負担にすることなど、求めておられます。そのような請願ですので、ぜひ、皆様の賛同をもって、お願いしたいと思っています。

委員長 ありがとうございます。ただいま、請願書の紹介議員より説明がありました。何かありましたらお願いいたします。

質 疑 等 な し

委員長 ないようでしたら、請願第1号並びに陳情第11号から陳情第18号につきましては、付託先の委員会を事務局から発言をお願いいたします。

事務局 それでは、お手元のほうに請願、陳情文書表（案）と請願書及び各陳情書の写しを配布させていただいておりますが、提出されました請願1件及び陳情8件の付託委員会につきましては、順に、請願第1号「生活保護基準の引き下げはしないことなど国に意見書提出を求める請願」は、福祉文教委員会に、陳情第11号「社会保障の施策拡充についての陳情」は、総務建設委員会に、陳情第12号「社会保障の施策拡充についての陳情」は、福祉文教委員会に、陳情第13号「『愛知県の福祉医療制度の存続・拡充を求める意見書』の提出を求める陳情」は、総務建設委員会に、陳情第14号「安全・安心の医療・介護実現のための夜勤改善・大幅増員を求める陳情」、陳情第15号「介護職員処遇改善加算の継続、拡充を求める陳情」、陳情第16号「『子ども・子育て関連3法実施にあたっての意見書』提出を求める陳情」は、福祉文教委員会に、陳情第17号「『商工会を中心とした地域商工業振興に対する支援体制の拡充』につ

いての陳情」、陳情第18号「高浜市商工会事業活動支援についての陳情」は、総務建設委員会に、以上請願1件及び陳情8件につきましては、それぞれの常任委員会に付託するというようお願いしたいと存じます。

委員長 ただいま、請願及び各陳情の付託委員会について、事務局より発言がありました。そのように決定させていただいてよろしいでしょうか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 異議もないようですので、そのように決定させていただきます。意見書案につきましては、市政クラブより「自動車関係諸税の抜本的見直しについての意見書(案)」が提出されていますので、その取り扱い及び案文について御協議願いたいと思いますが、その前に、意見書案について杉浦敏和委員から説明をお願いいたします。

説(8) 読み上げまして、説明に代えさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。「自動車関係諸税の抜本的見直しについての意見書(案)」、「高浜市の産業・雇用の基盤を支える自動車産業は、東日本大震災以前から続く円高によって、輸出で利益を確保することが難しくなるとともに、国内市場も縮小が続き、極めて厳しい環境に置かれている。平成24年度税制改正において実現した自動車重量税の軽減及びエコカー減税の継続・拡充や、エコカー補助金の復活といった当面の処置によって、生産は持ち直し、雇用の改善も見られたが、エコカー補助金が終了し、円高基調が続く中で、自動車産業の先行きは非常に不確実性が高まっている。自動車には取得・保有・走行時にそれぞれ何種類もの税が課せられ、特に、自動車取得税及び自動車重量税は道路特定財源の廃止によってその課税根拠を失っていること、また、消費税と自動車取得税が二重に課税されていることなど、多くの矛盾を抱え、自動車ユーザーに過重な負担を強いている。こうした中、去る6月15日三党の協議において、自動車取得税及び自動車重量税については、『消費税率の8パーセントの引上げ時までには結論を得る』ことが合意され、縮小・低迷が続く国内自動車市場に歯止めをかけ、日本のモノづくりを支えてきた産業基盤を今こそ立て直さなけれ

ば、海外への生産シフトは一層進み、深刻な雇用問題を引き起こしかねないことから、平成25年税制改正において、自動車関連諸税における構造的な税体系の見直しが必要とされる場所である。よって国におかれては、国内自動車市場の縮小・低迷に歯止めをかけ、産業の空洞化や雇用の喪失を防止するため、下記事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。記。1、市町村を始めとする地方への代替財源を確保して、自動車取得税及び自動車重量税を廃止すること。2、自動車税における環境適応車への優遇措置を拡充すること。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成24年。高浜市議会。内閣総理大臣。内閣官房長官。財務大臣。総務大臣。経済産業大臣。」でございます。よろしく願いをいたします。

委員長 ありがとうございます。ただいま、説明がありましたが、意見書案の取り扱い及び案文について、各会派から御意見をいただきたいと思ひます。まず、公明党さん。小嶋克文委員。

意（15） 一応、持ち帰って検討させていただきますので、よろしく願いいたします。

委員長 次に、共産党さん、内藤とし子委員。

意（12） 私どもも、持ち帰って検討してみます。

委員長 次に、参考までに市民クラブ、黒川議員。

意（2） 賛成させていただきます。

委員長 賛成ですね。

意（2） はい。

委員長 各会派より、御意見等いただきましたが、意見書案につきましては持ち帰りとしたという、公明党さん、共産党さんですので、この件につきましては、持ち帰りとさせていただきますと思ひますので、よろしく願いしたいと思ひます。

2 高浜市議会会議規則の一部改正について

3 高浜市議会委員会条例の一部改正について

委員長 関連上、一括議題といたします。この件につきましては、11月5日開催の各派会議において、議会運営委員会で検討することとなっております。事務局より説明を願います。

事務局 それでは、説明のほうさせていただきます。今回の地方自治法の改正に係る議会関係の概要は、11月5日に開催されました、各派会議にて御説明を申し上げているところでございます。そこで会議規則及び委員会条例のかかわる部分について、一部改正をお願いしたいと存じます。お手元にそれぞれの改正概要をまとめさせていただきました資料1、それと新旧対照表、事務局案ですが、それと改正部分を現行規定に見え消しでお示ししたものを配布させていただいておりますので、これらを合わせて御覧いただきたいと存じます。まず、会議規則の一部改正でございますが、資料1、1の(1)に記載させていただいておりますが、公聴会の開催、参考人の招致が、従来、委員会では可能であったものが本会議においても実施可能になったことから、所要の規定の整備をさせていただくものでございます。規定内容ですが、第1章中、第9節、公聴会及び参考人として、第75条の2から第75条の8の7条文を新たに追加させております。第75条の2は、「公聴会の開催の手続」について、第75条の3は、「意見を述べようとする者の申出」、第75条の4は、「公述人の決定」、第75条の5は、「公述人の発言」、第75条の6は、「議員と公述人の質疑」、第75条の7は、「代理人又は文書による意見の陳述」、第75条の8は、「参考人」について、おのおの規定をしております。これら7条文につきましては、現行の委員会条例では、お手元のほうに配布させていただいておりますが、委員会条例の第23条の「公聴会開催の手続」から第29条の「参考人」までの規定を引用してありまして、内容的には委員会、委員という言い回しから議長、議員というような言い回しで規定をさせていただいております。なお、第75条の2から第75条の8と条番号を枝番にさせていただいておりますのは、7条文が追加されることによりまして、条等の繰り下がり等が発生します。この改正作業が著しく煩雑となるということから枝番で規定させております。また、第9節に「公聴会及び参考人」に規定を追加させていただいておりますので、現行の第9節「会議録」は、第10節と改正させていただいております。次に

資料1、1の(2)につきましては、今回の法改正に伴い、引用条文を改めるものでございまして、現行の会議規則、第16条、第96条第2項に引用されている条文がございまして、改正するものでございます。以上の改正につきましては、全国市議会議長会から示されました改正標準会議規則をもとにしております。次に資料1、1の(3)では、本市の現状に合わせるということで、今回の改正を機に改正するものでございまして、第8条第1項では、「会議時間は午前9時」となっておりますが、これを「会議時間は午前10時」に改正するものでございます。仮に午前9時から開始する場合は生じたとしても、同条第2項において「議長は、必要があるときと認められるときは、会議時間を変更することができる。」と規定されていますので、特段の問題はないと存じます。第76条第2項の改正は、「議事は、速記法による速記による。」となっておりますが、速記はしていない状況から、標準規則に基づく「速記法」を残しつつ、現状に合わせて「録音機による録音、その他の方法によって記録する。」と改正させていただいております。次に資料1、2の施行期日は、以上の改正については、公布の日から施行させていただくというものでございます。次に、委員会条例の一部改正ですが、資料1、1の改正の概要等は、地方自治法の一部改正に伴い、委員の選任方法、在任期間等、これまで法のほうに定めていた事項で、条例に委任されたものにつきまして、所要の規定の整備を行うものでございます。規定内容でございまして、第2条の見出しの部分で「常任委員の所属」ということを加えさせていただいております。その第1項において、「議員は、いずれか1の常任委員となるものとする。」と規定させていただきました。これは、現状、1議員1委員会所属とされておりますので、このような規定をさせていただきました。それで、第1項に今の規定をさせていただきますので、現状の第2条第1項が第2項にかわります。それと、第6条「特別委員会の設置」ということで、第3項のほうに「特別委員は、特別委員会に付議された事件が議会において、審議されている間在任する。」という規定をさせていただきました。これに伴い見出しの方は、「特別委員会の設置」に「等」を追加させていただいております。次に第8条、「委員の選任」についてですが、第2項に「議長は、委員の選任事由が生じたときは、速やかに選任する。」という規定を入れさ

せていただいております。これに伴いまして、現状の第2項が第3項に、第3項が第4項にということにかかります。それと、先ほどちょっと言い忘れましたが、第2条の方の見出しと現状の第1項のところで、委員の定数ということで、「の」が入っていますが、こちらのほうの「の」はとらせていただいております。ただいま申し上げました、改正につきましては、改正標準委員会条例にもとづいて改正をさせていただいております。次に資料1、2の施行期日でございますが、地方自治法の一部を改正する法律、附則第1条のただし書きに規定する規定の施行の日から施行するとしておりますが、この附則第1条ただし書というのは、この改正法律は、9月5日に公布されましたが、委員会関係の改正につきましては、公布後六月以内において政令で定める日から施行するとされております。そこで、この政令がまだ出ておりませんので、そのような言い回しとさせていただいております。以上、会議規則、委員会条例の一部改正について説明させていただきましたが、参考までに西三河9市の中では、既に1市が改正をしております、他の市においても、この12月定例会での改正を予定している状況でございます。以上の改正に当たっては当局の法規担当のほうと詰めを行いまして、今後、開催の議会運営委員会の承認をいただきまして、12月定例会の最終日に、議員提出議案として上程し、御議決をいただきたいと存じますので、よろしくお願ひしたいと存じます。

委員長 ただいま、事務局より説明がありました、御検討、御協議をお願いいたします。御意見等がある方はお願いいたします。

意 見 等 な し

委員長 このままでよろしいですか。

意（8） 持ち帰らせて、検討したいと思ひます。お願いいたします。

委員長 それでは、公明党さん。

意（15） 同じく、持ち帰って検討しますので、よろしくお願ひいたします。

委員長 共産党さん。

意（12） 共産党も、持ち帰って検討してまいります。

委員長 それでは、参考までに、黒川議員。

意（２） 持ち帰りをお願いします。

委員長 それぞれ各派の代表の方、お持ち帰りということでもありますけど、日程的には、後で説明をさせていただきますけども、１２月１１日の火曜日に、本会議第四日目に当たりますけども、常任委員会の自由討議に関する案件を各派会議で開催します。その後に、自由討議が決まれば、議会運営委員会でまた検討されますけども、この自由討議がない場合でも、ここで議会運営委員会の開催をさせていただきますので、ここまでに各派の代表の方は、今、お手元に配布してありますものに対して御意見、御協議いただいて、１日、２日前ですか、どれぐらいですかね。

事務局 なるべく早く。

委員長 なるべく早くということを行っていますので、１１日にありますので、せめて２日ぐらい前までには、２日前というと土曜日になりますね。金曜日ですとちょっと早いですか。金曜日だといつになります。

委員間にて、日程調整。

委員長 それでは、１０日の午前中までに各派の御協議いただいた、あるいは訂正、あるいは修正等がありましたら、それを事務方まで御提出をお願いしたいと思います。それを踏まえて、１２月１１日、各派会議で自由討議がなくても議会運営委員会を開催いたしますので、よろしく日程のほうをお願いしたいと思います。万が一、そこでまだ煮詰まらないということであれば、１２月１４日の福祉文教委員協議会が開催されたあと、議会運営委員会も開催する予定をしておりますので、できれば、１１日までに御決定いただければありがたいと思いますので、そのように取り回しのほど、お願い申し上げたいと思います。それでは、そのようにさせていただきますので、よろしいでしょうか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 それでは、ここで事務局より発言を求められていますので、これを許可いたします。

事務局 それでは、2件ほどよろしくお願ひしたいと存じます。今回の地方自治法の改正により、他に通年議会と政務活動費の関係がございます。まず、1件目いたしまして、通年議会の採用に関しましては、何々できるという、できる規定でありますし、現在のところ近隣市などの動きもなく、当局との兼ね合ひもでございます。今後、近隣市などの動きを勘案しながら、例えば議会改革特別委員会で十分御協議をいただいた上で、採用するのであれば、条例化をするというような取り扱いにしたいと事務局の方では考えておりますが、そのような取り扱いでよろしいでしょうか。お諮りのほうお願ひしたいと思います。

委員長 ただいま、事務局から通年議会の採用の件で、発言がありました。そのような取り扱いでよろしいでしょうか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 異議もないようですので、そのようにさせていただきます。それでは、2件目をお願いいたします。

事務局 それでは、2件目といたしまして、政務活動費の関係がございます。政務活動費の関係におきましては、特に使途基準を条例に規定すること、それと、その使途の透明性に努めるとされております。改正あるいは制定にあたっては、近隣市などは3月定例会に上程の動きでありまして、今後、近隣市などの動きを勘案しながら、議会運営委員会で十分御協議いただいで、事務局といたしましては、本市においても3月定例会に上程したいと考えておりますが、そのような取り扱いでよろしいでしょうか。こちらのほうも、お諮り願ひたいと存じます。

委員長 ただいま、事務局から政務活動費の件で、発言がありました。そのような取り扱いでよろしいでしょうか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 異議もないようですので、そのようにさせていただきます。

4 その他

委員長 私の方から、今後の議会運営委員会の日程等についてお願いいたします。まず、12月11日の火曜日、本会議第4日の終了後、各常任委員会での自由討議に付する案件を選定するため、各派会議の開催後、これは先ほどお願いをいたしましたように、自由討議がなくても議会運営委員会を開会いたしますので、御予定のほどよろしくお願いいたします。次に、平成25年3月定例会の日程を決定したいと思っておりますので、その開催日を御協議いただきたいと思っております。案としまして、12月14日の金曜日、福祉文教委員会終了後、また、その後に委員協議会が開催されるようであれば、福祉文教委員協議会終了後に開催したいと思っておりますが、いかがでしょうか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 それでは、12月14日、福祉文教委員会後、また、委員協議会が開催されるようであれば、福祉文教委員協議会終了後に開催ということで、よろしくお願いいたします。他に皆さん方で、何かあればお願いいたします。

意見なし

委員長 なければ、以上をもって、議会運営委員会を終了いたします。

委員長挨拶

閉会 午前10時44分

議会運営委員会委員長

議会運営委員会副委員長